

重要事項説明書（別紙）
指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護

【指定小規模多機能型居宅介護】

(1) 基本報酬

地域単価	
その他	10.00円

要介護状態区分	単価	単位	利用料	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
要介護1	10.00	10,458	104,580円	10,458円	20,916円	31,374円
要介護2		15,370	153,700円	15,370円	30,740円	46,110円
要介護3		22,359	223,590円	22,359円	44,718円	67,077円
要介護4		24,677	246,770円	24,677円	49,354円	74,031円
要介護5		27,209	272,090円	27,209円	54,418円	81,627円

※1 登録者1人当りの平均提供回数が週4回に満たない場合、所定単位数の70/100に相当する単位数を算定します。

(2) 短期利用居宅介護費

要介護状態区分	単価	単位	利用料	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
要介護1	10.00	572	5,720円	572円	1,144円	1,716円
要介護2		640	6,400円	640円	1,280円	1,920円
要介護3		709	7,090円	709円	1,418円	2,127円
要介護4		777	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護5		843	8,430円	843円	1,686円	2,529円

(3) 加算

○のついた項目は、当事業所の全てのご利用者に加算されます。

算定	項目	単価	単位	利用料	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
○	初期加算（利用開始日から30日間算定）	10.00	30	300円	30円	60円	90円
○	看護職員配置加算（Ⅰ）		900	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	看護職員配置加算（Ⅱ）		700	7,000円	700円	1,400円	2,100円
	看護職員配置加算（Ⅲ）		480	4,800円	480円	960円	1,440円
○	訪問体制強化加算		1,000	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
○	総合マネジメント体制 強化加算（Ⅰ）		1,200	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円
	総合マネジメント体制 強化加算（Ⅱ）		800	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	認知症加算（Ⅰ）		920	9,200円	920円	1,840円	2,760円
○	認知症加算（Ⅱ）		890	8,900円	890円	1,780円	2,670円
○	認知症加算（Ⅲ）		760	7,600円	760円	1,520円	2,280円
○	認知症加算（Ⅳ）		460	4,600円	460円	920円	1,380円
	科学的介護推進体制加算		40	400円	40円	80円	120円
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		100	1,000円	100円	200円	300円
○	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		10	100円	10円	20円	30円
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100	1,000円	100円	200円	300円
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200	2,000円	200円	400円	600円
	若年性認知症利用者受入加算		800	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	口腔・栄養スクリーニング加算		5	50円	5円	10円	15円

※短期利用居宅介護を利用の場合
(3)加算 ○のついた項目は、ご利用者ごとに提供するサービス内容に応じて加算されます。

算定	項目		単価	単位	利用料	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
○	看取り連携体制加算（死亡日及び死亡日以前30日以下）	/日	10.00	64	640円	64円	128円	192円
	サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	/月		750	7,500円	750円	1,500円	2,250円
○	サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）	/月		640	6,400円	640円	1,280円	1,920円
	サービス提供体制強化 加算（Ⅲ）	/月		350	3,500円	350円	700円	1,050円
	サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）※	/日		25	250円	25円	50円	75円
○	サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）※	/日		21	210円	21円	42円	63円
	サービス提供体制強化 加算（Ⅲ）※	/日		12	120円	12円	24円	36円
○	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	/月		一月の総利用単位数14.9%		1割	2割	3割

【指定介護予防小規模多機能型居宅介護】

(1)基本報酬

要介護状態区分		単価	単位	利用料	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
要支援1	/月	10.00	3,450	34,500円	3,450円	6,900円	10,350円
要支援2	/月		6,972	69,720円	6,972円	13,944円	20,916円

※1 登録者1人当りの平均提供回数が週4回に満たない場合、所定単位数の70/100に相当する単位数を算定します。

(2) 短期利用居宅介護費

要介護状態区分		単価	単位	利用料	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
要支援1	/日	10.00	424	4,240円	424円	848円	1,272円
要支援2	/日		531	5,310円	531円	1,062円	1,593円

(3)加算 ○のついた項目は、全てのご利用者に加算されます。

算定	項目		単価	単位	利用料	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
○	初期加算（利用開始日から30日間算定）	/日	10.00	30	300円	30円	60円	90円
○	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	/月		1,200	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円
	総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	/月		800	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	/月		750	7,500円	750円	1,500円	2,250円
○	サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）	/月		640	6,400円	640円	1,280円	1,920円
	サービス提供体制強化 加算（Ⅲ）	/月		350	3,500円	350円	700円	1,050円
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	/日		100	1,000円	100円	200円	300円
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	/日		200	2,000円	200円	400円	600円
	科学的介護推進体制加算	/月		40	400円	40円	80円	120円
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	/月		100	1,000円	100円	200円	300円
○	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	/月		10	100円	10円	20円	30円
	若年性認知症利用者受入加算	/月		450	4,500円	450円	900円	1,350円
	口腔・栄養スクリーニング加算	/回		20	200円	20円	40円	60円
○	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	/月		一月の総利用単位数14.9%		1割	2割	3割

※短期利用居宅介護を利用の場合

加算	算定要件
初期加算	事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、1日につき加算されます。30日を超える病院又は診療所への入院後にサービスの利用を再開した場合も同様とされます。
認知症加算（Ⅰ）	①認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を事業所における日常生活に支障を来たすおそれのある症状又行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の数が20人未満である場合にあって1に対象者数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ②従業員に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している事。 ③認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケア等を実施している。 ④当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施または実施予定。 ⑤日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する登録者に対してサービスを提供した場合に加算されます。
認知症加算（Ⅱ）	①認知症加算（Ⅰ）の算定要件①、②を実施していること。 ②日常生活自立度のランクⅡに該当する登録者
認知症加算（Ⅲ）	日常生活に支障を来たすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症のもの（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当するもの）
認知症加算（Ⅳ）	要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの（日常生活自立度のランクⅡに該当するもの）
看護職員配置加算（Ⅰ）	専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置した場合に加算されます。
看護職員配置加算（Ⅱ）	専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置した場合に加算されます。
看護職員配置加算（Ⅲ）	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置した場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	利用者の安全並びに介護サービスの質の担保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している事。 ・介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ・職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 ・介護機器を活用していること ・事業年度に取組に関する実績を厚生労働省に報告すること
看取り連携体制加算	看護師による24時間連絡できる体制を確保している事業所において、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に登録者又はその家族等に対して当該対応方針の内容について説明を行い、同意を得た上で、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に対して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員等から介護記録等を活用して説明を行い、同意を得てサービス提供が行われている場合に、死亡日及び死亡日を含め30日を上限として加算されます。
訪問体制強化加算	以下のいずれにも適合する場合に加算されます。 ・訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置していること。 ・算定日が属する月における延べ訪問回数が、1月当たり200回以上であること。
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	以下のいずれにも適合する場合に加算されます。 ・利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護・介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。 ・日常的に地域住民等との連携を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動に積極的に参加していること。 ・利用者及び利用者と関わりのある地域住民や商店等からの日頃からの相談体制を構築し、事業所内外の人にとって身近な拠点となるよう、事業所が主体となって、地域の相談窓口としての役割を担っていること。 など

生活機能向上連携加算(Ⅰ)	・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成（変更）すること・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うことにより加算されます。
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行うこと・介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成すること。
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症の利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算 ※6月に1回を限度とする	利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業所の従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上である場合又は勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上において、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していると共に、利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の50以上である場合において、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していると共に、利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業所の従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の40以上である場合又は、常勤職員が100分の60以上、勤続7年以上の職員が100分の30以上において、全ての従業者に対して、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していると共に、利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催している場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算	事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算されます。